

# 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

## (目的)

第1条 町田市地域活動サポートオフィス（以下「サポートオフィス」という。）定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に關し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、サポートオフィスを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い、発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第3条 役員等は無報酬とする。ただし、常勤理事には職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項の報酬は、その上限を年間2,500千円とし、代表理事が評議員会の承認を得て、決めるものとする。
- 3 常勤理事には、賞与及び退職手当は支給しない。

## (費用弁償)

第4条 役員等（常勤理事を除く。）がその職務を遂行したときは、日額1,000円を弁償することができる。

- 2 常勤理事は、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。
- 3 町田市の職員の身分を有する役員等は、前2項の費用を弁償しない。

## (公表)

第5条 サポートオフィスは、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表するものとする。

**(改正)**

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

**(補則)**

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、2019年4月18日から施行する。